

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設
基本構想・基本計画策定業務委託仕様書

1 委託業務の名称

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定業務

2 委託業務の目的

むつ総合病院一般病棟は、建設から40年を超え、老朽化が進んでおり、早期に整備方針を決定する必要がある。

むつ総合病院を取り巻く医療環境に即した病棟機能の在り方、方向性を検討するとともに、建物等の整備内容や建替方法を整理するため、専門知識や実績を有する事業者、新病棟の建設基本構想・基本計画の策定業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 基本構想の策定

ア 外部環境、内部環境の調査及び分析

(ア) むつ下北地域の医療提供体制の現状と課題整理

(イ) 将来医療需要予測

(ウ) 関連計画との関係性

イ 新病棟の方向性

(ア) 新病棟の役割と重点機能及び基本コンセプト

(2) 基本計画の策定

ア 全体計画

(ア) 建設予定地の検討

(イ) 新病棟の規模と機能（病床数、病棟規模、延床面積など）

(ウ) 事業スケジュール

イ 部門別計画

ウ 施設配置計画

オ 医療機器等整備計画

カ 事業収支計画

(ア) 概算事業費

(イ) 財源内訳

(ウ) 事業収支シミュレーション

キ 整備手法・管理運営手法の検討

(3) 市民アンケート調査の実施支援

アンケート調査を実施し、医療サービス等に対するニーズや新病棟への意見等の把握を行う。

ア 対象①：18歳～80歳の住民

イ 対象②：2,000人（無作為抽出）

ウ 調査方法：郵送法（郵送による配布・回収）

エ 集計分析の方法：単純集計・分析、属性別クロス集計・分析、その他必要とされる集計

(4) 新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会支援〔5回開催予定〕

ア 会議資料、シナリオ等の作成

イ 会議への出席及び説明

ウ 議事録の作成

(5) パブリックコメントの実施支援〔1回実施予定〕

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画素案について、パブリックコメントを実施するにあたり、寄せられた意見への回答作成について助言等を行う。

パブリックコメントで寄せられた意見における検討結果を踏まえ、構想・計画内容全体の補修正作業を実施し、内容確定まで作業を行う。

(6) 総括責任者及び主任担当者との打合せ・協議等

必要に応じ当院での打ち合わせに出席し、業務内容・進捗状況について説明できること。

- ・新病棟建設委員会（7回程度）
- ・事務局との打ち合わせ（適宜）
- ・各部署との打ち合わせ（適宜）

5 委託業務実施の条件

(1) 本業務は関係する法令及び本仕様書に基づき実施すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を保ち、処理方法については、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。

(3) 平日の午前9時から午後5時まで、常時連絡を取れる体制をとること。また、発注者の打合せ要請、資料要求及び質問に対し速やかに対応すること。

(4) 受注者は定期的な打合せのうえ、業務を進めること。また、打合せを行った際は協議内容、決定事項、立会人等を記録した議事録を作成し、適宜、委託者に内容確認を行うこと。

(5) 受注者は発注者から提供された資料、情報及び作成物を発注者の許可なく他に漏らしてはならない。また、受注者は収集した資料を毀損又は滅失しないように丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。

(6) 受注者は、業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議を行い、決定するものとする。
- (8) 業務の確実な履行が得られないと発注者が判断する場合、受注者は発注者の求めに応じ、速やかに改善の措置をとること。
- (9) 業務完了後に成果物に瑕疵が発見された場合は発注者の指示に基づき、受注者は訂正を行うこと。

6 成果物

(1) 成果物の内容

- ① むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画書（報告書 A4 版 50 部）
- ② 策定に係る基礎資料（収集資料等）
- ③ 市民アンケート調査結果（報告書 A4 版 20 部）
- ④ むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会の議事録
- ⑤ 上記に関する電子データ（CD 等）

(2) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果物の誤り又は訂正事項があった場合には、本業務終了後であっても、発注者と協議のうえ、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出しなければならない。

(3) 成果物の帰属

成果物及び作業工程における個人情報印刷物や書類等に係る一切の権利は、発注者に帰属する。

また、これらの成果物の第三者への提供や内容の転帰については、発注者の承諾を必要とする。

7 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 検討業務内容
 - ② 業務遂行方針
 - ③ 業務詳細工程
 - ④ 業務実施体制および組織図
 - ⑤ 総括責任者、主任担当者及びその他業務従事者の一覧表
 - ⑥ 再発注者がある場合は、再発注者の概要及び業務従事者の一覧表
 - ⑦ 業務フローチャート
 - ⑧ 打合せ計画
 - ⑨ その他、発注者が必要とする事項
- (3) 前号に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者

に文書で提出し、承認を得ること。

8 業務委託料の支払

業務委託料の支払は、部分払の請求ができるものとし、委託業務の完了後に全額支払うものとする。

9 受注者に求める基本的事項

- (1) 本事業を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。
- (2) 「一部事務組合下北医療センター新改革プラン」「一部事務組合下北医療センター医療機能等整備計画」「むつ総合病院施設整備基本方針」及び「青森県地域医療構想」を業務遂行の念頭に置くこと。
- (3) 業務委託の実施に当たり、随時の連絡に対応できる体制が取れること。
- (4) 他医療機関の建替情報をはじめ、発注者との状況を比較分析するために必要な情報を積極的に収集、活用できること。
- (5) 仕様書に定めがなくても、当該業務の遂行に不可欠であると判断される事項があれば、積極的に提案すること。
- (6) 新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会のための資料作成とその説明ができること。また、新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会に出席のうえ、新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会意見に対する対応方針の検討や議事録作成等をサポートすること。業務委託期間中に予定している新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会は5回程度を見込んでいる。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し、定めるものとする。